



就労継続支援 A 型事業所シグラスこうちと学校法人光の村学園との進路支援に関する連携協定書

学校法人光の村学園（以下「甲」という。）と就労継続支援 A 型事業所シグラスこうち（以下「乙」という。）とは、甲の実施する教育課程において、特に発達や知的に課題を抱える生徒の卒業後の進路及び就職先確定に関して、生徒一人ひとりの自立できる未来への希望を見出していくという共通目的の方針に則り、次のとおり連携協定を締結する。

1. 《連携協定の目的》

甲に在籍する発達や知的に課題を抱える生徒が、その可能性を十分に開花させ自立し働いて生きていける未来へ繋がるために、また乙の「多様な人たちが働いて楽しい」という企業理念を具現化するために、障がい者雇用の促進の一助となることを目指すものである。

2. 《連携協力の内容》

- ・甲が実施する校内外の教育課程において、企業就職を目指すためのカリキュラム構築及び運営を相互連携のうえで実施する。
- ・甲の教職員に対して、生徒の企業就職を実現するために必要な知見をひろげる研修を、乙と甲が協力し開催する。

- ・乙の従業員に対して、障がい者への支援や対応に関する知見をひろげるセミナーや研修を、乙と甲が協力し開催する。
- ・甲に在籍する生徒の、卒業後の進路確定に向けて甲乙双方が相互連携を図るものとする。

3. 《連携協力の期間》

2021年10月1日から2022年9月末日まで（甲乙双方からの申し出がない場合、以降1年ごとの自動継続とする）

4. 《連携協力のすすめ方》

- ①甲及び乙は、連携協定締結による目的の達成に向けて取り組むにあたり、連携計画の策定を行うものとする。
- ②甲及び乙は、連携計画に基づき内容の適正な執行に努め、定期的に連携推進状況の確認を実施する。

5. 《個人情報の取り扱い》

甲及び乙は、連携実施の際の個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱い手順を遵守するものとする。

6. 《連携協力の解除》

甲及び乙は、甲又は乙がこの覚書に違反し、その違反によりこの連携協力の目的を達することができないと認められるときは、連携を解除できるものとする。

7. 《疑義事項の取り扱い》

この協定書に定めない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

2021年10月1日

甲 高知県土佐市新居 2829

学校法人 光の村学園

理事長 北野 光子



乙 高知市大津乙 1204 番地 1

就労継続支援 A 型事業所 シーグラスこうち

管理者 三原 正也

